

懲罰特別委員会

令和2年12月14日の本会議一般質問において、坂田芳郎議員による議事妨害・不穏当発言・議長の警告無視・命令無視に対して、懲罰特別委員会が設置され懲罰が科せられる事が議決されました。

豊山町議会始まって以来、初めて懲罰が行われた事を、議会議員としてとても残念に思います。皆さまにご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

豊山町議会議長 岩村みゆき

委員会報告

1.懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2.懲罰処分の種類及び内容

懲罰は、地方自治法第135条第1項の規定により、戒告、陳謝、出席停止、除名の4種類と定められているが、本件については、公開の議場における陳謝の懲罰を科すべきである。

3.理由

議員 坂田芳郎君は、令和2年12月14日の会議における一般質問の中で、議事日程を無視し、繰り返し議長へ発言の許可を求めた。緊急の発言を確認するため、やむを得ず、議長が許可したところ、自身の一般質問の取り扱いに対する不満や罵詈雑言の不穏当な発言で議事を妨害したため、議長は直ちに、発言を中止するよう警告した。

しかし、議長の警告を無視し続け、不穏当な発言を続けたため、議長より、退場命令を受けたが、この命令にも従わず、自席に居座り、不穏当な発言を止めず、繰り返し議事を妨害したため強制退場の措置が取られた。

これらの行為は、議会を著しく侮辱するものであり、また会議の進行を著しく妨げるものとして、令和2年12月15日、懲罰の動議が提出された。

懲罰動議の可決決定により設置された本委員会は、令和2年12月16日に委員会を開催し、慎重審議を重ねた。また、坂田議員の弁明の機会を設けたが、弁明を辞退したため、議事の妨害、不穏当発言、命令違反に対する明確な弁明は一切なく、反省、陳謝の言葉もなかった。

このたびの懲罰は、坂田議員の言動に対するものである。結果として、坂田議員は自らの落ち度を認めず、議事の妨害、命令に応じなかった行為が会議を遅延させたものである。

以上が懲罰動議と審査の経緯であるが、坂田議員の一連の言動は、地方自治法第129条の「議場の秩序維持」、同法132条の「品位の保持」さらには、豊山町議会の会議に関する規則第101条の「品位の尊重」に違反していることは明らかである。

今後、坂田議員は議会において「発言の自由」を保証されることとあわせ「発言に対する責任」不穏当な発言をしないなど「発言に対する制限」が課せられていることを十分に認識すべきである。

議員自らの発言の重さを自覚し、豊山町議会の品位を保持するため、本委員会は坂田議員に対して公開の場における陳謝の懲罰を科すことを全会一致で決定した。

以上、報告いたします。

懲罰特別委員会委員長 水野 晃

陳 謝 文

私は、令和2年12月14日の12月定例会における、一般質問の議事中、議事を妨害し、不穏当な発言をし、議長の命令に背いたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を顧みて、誠に申し訳ありません。

ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。

令和2年12月18日

豊山町議会議員 坂田 芳郎